



JAバンク山口信連の概況  
2008  
DISCLOSURE



## INDEX

ごあいさつ .....	1
【JAバンクの概要】	
● JAグループ・JAバンクの概要 .....	2
● JAバンクシステム.....	3
● JAバンク山口の主な商品・サービス.....	5
【当会の考え方】	
● 当会の経営理念と経営方針 .....	8
● コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み .....	9
● リスク管理の状況 .....	10
【業　　績】	
● 当会の業績 .....	13
● トピックス .....	14
【社会的責任と貢献活動】 .....	15
【組　　織】	
● 当会の概要 .....	16
● 役員・機構 .....	17
● 沿革・歩み .....	18
【事　　業】	
● 事業のご案内 .....	19
● 手数料一覧 .....	21
【資　料　編】 .....	23



経営管理委員会会長  
河村 壽雄



代表理事理事長  
中尾 啓治

## ごあいさつ

皆さまには、平素よりJAバンク山口信連をお引き立ていただきまして、厚くお礼申し上げます。

当会は昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

さて、我が国経済は緩やかながらも戦後最長の景気拡大を続けてきましたが、平成19年8月に顕在化したサブプライム問題に起因する米国の景気後退懸念や急激な円高、国内においては住宅投資の落ち込みや減税の打ち切りによる個人消費の伸び悩みなどから大幅な株安となり、景気の先行きに不透明感が漂う状況となっております。金融政策については、日銀は「金利の正常化」を目指すスタンスを変えてはいないものの、世界経済や国際金融市場などを巡る不確実性が大きいとして追加利上げを見送っております。

また、金融制度の側面からは、新BIS規制が導入され、経営の健全性維持に取り組むとともに、さらなるリスク管理態勢の充実が求められており、今後は内部統制監査の導入も予定されており、信認される業務体制の整備が必要となります。

このような状況下、JAバンクグループは「JAバンク基本方針」に基づき、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、実質的に「一つの金融機関」として機能していくことで、組合員・利用者の皆さまへの良質で高度な金融サービスの提供を目指してさらなる飛躍を図ることとしており、当会においても「中期経営計画(平成19年度～平成21年度)」を実践し、JAグループ山口のビジョンの実現のため、事業の展開を進めているところでございます。

これからも、JAバンクの一員として、皆さまの負託に応えられるよう役職員一丸となって邁進する所存でございます。

当会の業績について平成19年度決算においては、組合員をはじめとする利用者・会員JAのご理解のもと、安定した収益の確保ならびに財務体質の強化に努めた結果、計画以上の実績を計上することができました。

つきましては、当会に対するご理解を一層深めていただくために、最近の業績や業務内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。皆さまのご参考としていただき、より一層のご理解を賜れば誠に幸甚に存じます。

何卒、今後とも一層のご支援ご愛顧を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

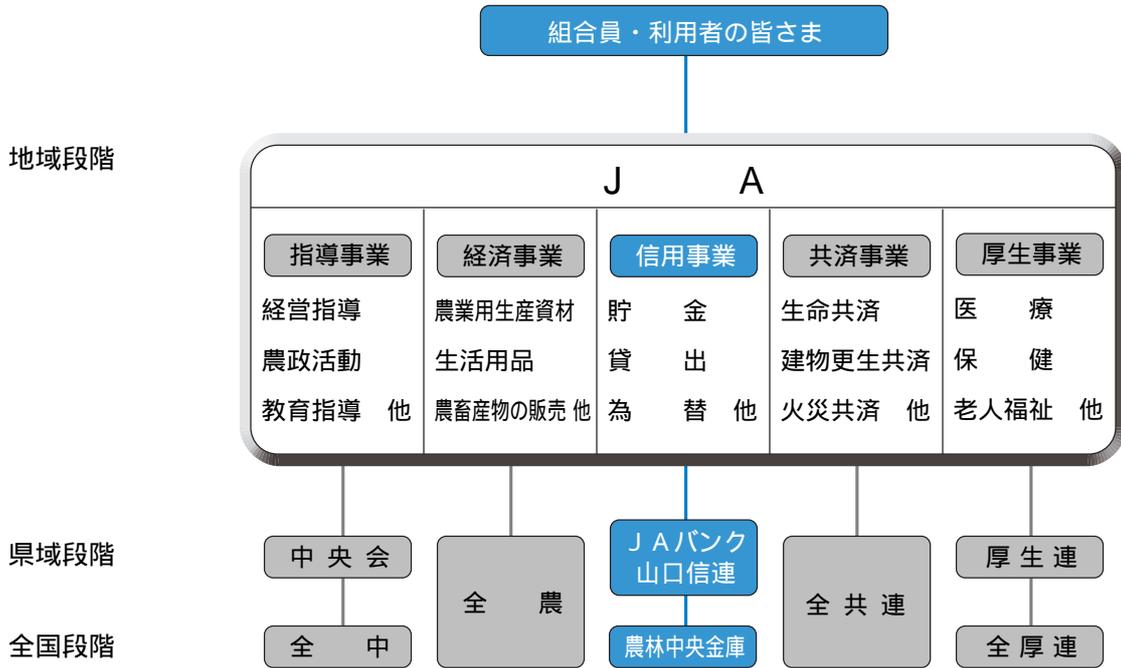
平成20年7月

経営管理委員会会長 河村 壽雄  
代表理事理事長 中尾 啓治



# JAグループ・JAバンクの概要

## JAグループとは



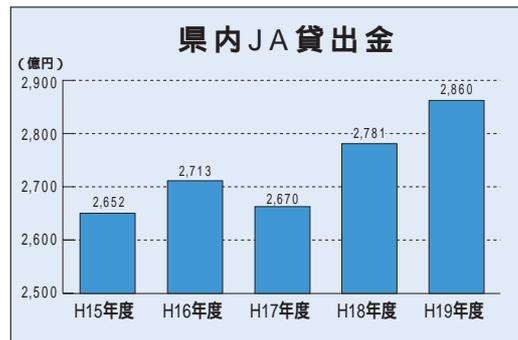
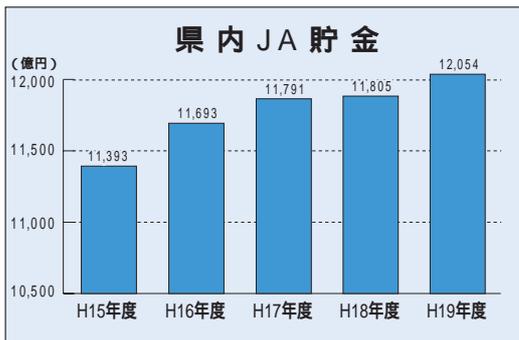
JAグループとは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

## JAバンクとは

JAバンクとは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、安心して便利な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

## 県内JAの概況

JAバンク山口では「選ばれるJAバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組みました。その結果、平成19年度末の県内JA貯金残高は1兆2,054億円、対前年比+2.1%と前年の伸び率を大幅に上回り、県内JA貸出金残高につきましては、住宅ローンが引き続き好調で、2,860億円、対前年比+2.8%となりました。

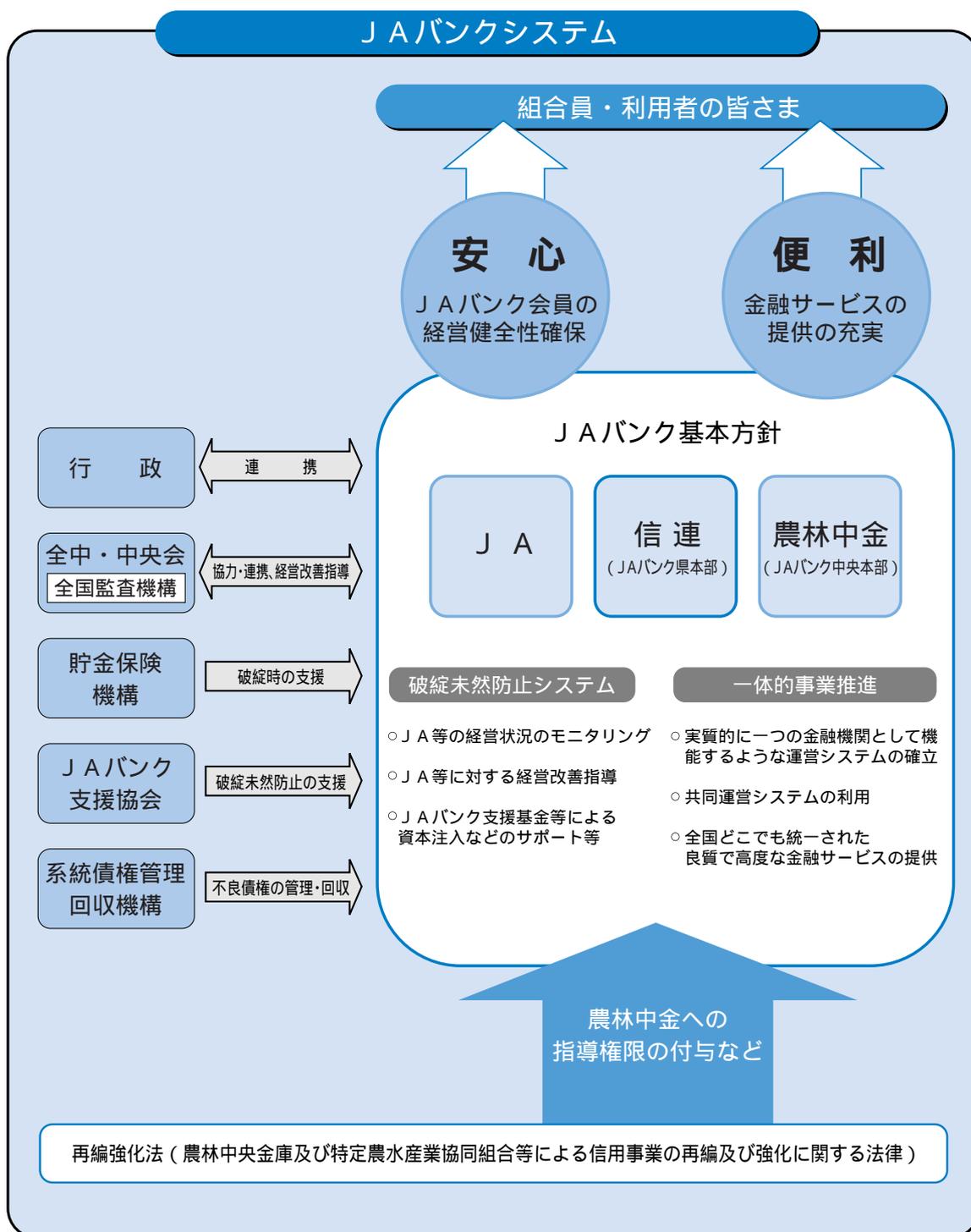




# JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまにとって、より安心して便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しました。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。



## 安心

### JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

#### JAバンク・セーフティーネット

##### 破綻未然防止システム

破綻未然防止のための  
JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、

個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見

経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施

全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入

などを行います。



##### 貯金保険制度

貯金者等保護のための  
公的な制度

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

## 便利

### 金融サービスの提供の充実

JAバンクでは貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、JAネットバンクをはじめ、各金融機関との提携拡大によるJAキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さまにとってより便利なサービスの提供を目指しています。



# J Aバンク山口的な商品・サービス

## 【貯 金】

種 類	特 色	期 間 等	単 位 等	
総合口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客様専用の商品です。</li> <li>普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご利用させていただきます。</li> <li>「受取る・支払う・貯める・借りる」の機能を備えた便利な口座です。</li> </ul>	期間の定めはありません。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%、定期積金の利回りプラス0.7%です。	
当座貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>お支払いには安全で便利な小切手・手形をご用意します。</li> <li>無利息です。</li> </ul>	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも、いくらでも自由にお預入れ、お引出しいただけます。</li> <li>年金・給与・配当金などのお受取り口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただけます。</li> <li>キャッシュカードでC D・A T Mをご利用いただけます。</li> </ul>	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
普通貯金（決済用口座）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無利息型の「普通貯金」です。</li> <li>貯金保険制度により全額保護されます。</li> </ul>	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
貯蓄貯金	貯蓄貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客様専用の商品です。</li> <li>基準残高以上のお預入れをいただくことで、普通貯金より有利な運用が可能です。</li> <li>キャッシュカードでC D・A T Mをご利用いただけます。</li> <li>各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。</li> </ul>	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
	スーパー貯蓄貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客様専用の商品です。</li> <li>お預入れ残高に応じてより有利な運用が可能となる、6段階の金額階層別金利が設定されています。</li> <li>キャッシュカードでC D・A T Mをご利用いただけます。</li> <li>各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。</li> </ul>	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
通知貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>まとまった資金の短期運用に有利です。</li> <li>ご解約の2日前までにお申し出が必要です。</li> </ul>	期間の定めはありません。 (ただし、7日間の据置期間が必要です。)	1万円以上、1円単位	
定期貯金	スーパー定期	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的に応じた期間でご運用いただけます。</li> <li>お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。</li> <li>個人のお客様でお預入れ期間が3年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。</li> </ul>	1ヵ月以上5年以内	1円以上300万円未満、1円単位
	スーパー定期300	<ul style="list-style-type: none"> <li>300万円からお預入れいただける「スーパー定期」です。</li> </ul>	1ヵ月以上5年以内	300万円以上、1円単位
	期日指定定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客様専用の商品です。</li> <li>1ヵ月前までのお申し出により、満期日をご指定いただけます。</li> <li>据置期間経過後は、元金の一部お引出しも可能です。</li> <li>お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。</li> <li>1年複利でご運用いただけます。</li> </ul>	最長3年 (ただし、1年間の据置期間が必要です。)	1円以上300万円未満、1円単位
	大口定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円以上の大口資金の運用に有利です。</li> <li>お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。</li> </ul>	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上、1円単位
	変動金利定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>市中金利の変動に伴い、金利が半年ごとに見直される変動金利の商品です。</li> <li>個人のお客様でお預入れ期間が3年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。</li> </ul>	1年以上3年以内	1円以上、1円単位
積立定期貯金	エンドレス型	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。</li> <li>ご契約時に満期日のご指定をしていただかない商品です。</li> <li>積立元金の一部お引出しも可能です。</li> </ul>	期間の定めはありません。	1,000円以上、1円単位
	満期指定型	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。</li> <li>ご契約時に満期日をご指定いただく商品です。</li> <li>据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。</li> </ul>	6ヵ月以上6年以内 (ただし、1ヵ月間の据置期間が必要です。)	1,000円以上、1円単位
	年金型	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客様専用の商品です。</li> <li>満期日以降、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。</li> <li>原則として、毎月普通貯金からの自動振替によりお積立いただけます。なお、現金等による店頭での随時のお預入れも可能です。</li> <li>据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。</li> </ul>	積立期間：3年以上 50年以内 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：6ヵ月以上 20年以内	1,000円以上、1円単位
定期積金（スーパー積金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。</li> <li>女性のお客様専用の商品「麗（うらら）」には、協賛店での割引サービスなど、各種特典をご用意しています。</li> </ul>	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上、1,000円単位	
譲渡性貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に第三者に譲渡することが可能です。</li> <li>満期日前のご解約はできません。</li> <li>お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。</li> </ul>	2週間以上2年以内	5,000万円以上、1,000万円単位	
財形貯金	一般財形貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、勤労者専用の商品です。</li> <li>ご利用目的に制限はございません。</li> </ul>	積立期間：3年以上	100円以上、1円単位
	財形年金貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。</li> <li>財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。</li> <li>満60歳に達した日以降の日から、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。</li> </ul>	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	100円以上、1円単位
	財形住宅貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。</li> <li>財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。</li> <li>お引出しは住宅取得等の費用の充当に限定されます。</li> </ul>	積立期間：5年以上	100円以上、1円単位

(注) 1. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。  
2. 当会では 印の商品は取り扱っておりません。お近くのJ Aをご利用ください。

【ローン】

種類・お使用みち		ご利用いただける方	ご利用方法					
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証 担保		
JA住宅ローン・JAリフォームローン								
一般型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築 土地の購入 他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内 、所要資金の75%以内	変動金利率:35年 長期固定金利率:35年 固定金利率:25年 以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	融資対象不動産に担保権を設定いたします。	
100%応援型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築	お借入時の年齢が20歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内 、所要資金の100%以内					
無担保型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築 他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内で、 所要資金の75%以内	15年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要	
住公併用無担保型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	700万円以内で、 所要資金の100%以内	20年以内				
借換応援型	他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が23歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	4,000万円以内 で、担保評価額の130%以内	変動金利率:32年 長期固定金利率:32年 固定金利率:25年 以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	融資対象不動産に担保権を設定いたします。	
			5,000万円以内 で、担保評価額の250%以内					34年以内
新築・購入コース	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築・改装・補修 土地の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内 で、所要資金の100%以内	35年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要	
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修 住宅関連設備資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内	10年6ヵ月以内 10年以内				
JA教育ローン								
就学されるご子弟の教育に関するすべてのご資金 (例) 入学金、授業料、アパート家賃など		お借入時の年齢が20歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	13年6ヵ月以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要	
				14年以内				協同住宅ローン(株)
				11年6ヵ月以内				三菱UFJニコス(株)
JAマイカーローン								
自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購入資金・付帯する諸費用 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。	お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	7年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要		
							自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購入資金・付帯する諸費用 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 車庫建設のための資金 運転免許取得のための資金 他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満の方。
JAクローバローン								
生活に必要なすべての資金 ただし、負債整理資金・事業性資金等は除く。	お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	300万円以内	5年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要		
JAカードローン								
カードローン	生活に必要なすべての資金	ご契約時の年齢が20歳以上70歳未満の方。	50万円以内	1年(自動更新)	随時返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要	
らくらくキャッシュ					毎月原則1万円			三菱UFJニコス(株)
ワイドカードローン					毎月返済			
その他のJAローン								
JA賃貸住宅ローン	賃貸住宅経営に必要な資金をご提供いたします。(貸出期間:30年以内、貸出金額:4億円以内)							
JA農業経営ローン	農業経営・農家経営に必要な資金をご提供いたします。(極度額:2,000万円以内)							
JA営農ローン	営農維持に必要な資金をご提供いたします。(極度額:300万円以内)							

(注) 1.ご利用に際しましては、上記のほか一定の条件を満たす必要があり、ご希望にそえない場合もございます。  
 詳細につきましては窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。  
 2.当会では上記ローンは取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。  
 3.ご利用に際しましては、無理のない計画的なお借入れ・ご返済にご留意ください。

【国債】

種類	個人向け国債		長期利付国債	中期利付国債
	変動10年	固定5年		
期間	10年	5年	10年	2年・5年
ご購入単位	1万円単位		5万円単位	
お申込み金額	額面金額		銘柄により異なります。	
利子のお支払い	年2回、ご指定の口座にお振込みいたします。			
中途換金	1年経過すれば、直近2回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	2年経過すれば、直近4回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	市場価格により買い取らせていただきます。	

(注) 1. 国債は、貯金保険制度の保護対象ではありません。  
 2. 国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動いたしますので、ご売却価格がご購入価格を下回る場合もございます。  
 3. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。  
 4. 当会では 印の商品は取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。  
 登録金融機関  
 中国財務局長（登金）第154号

【投資信託】

商品名	種類	分類	特 色	主なリスク	取得価額	お申込み単位
JAのMMF	主として日本国内の債券に投資	追加型公社債投信 (MMF型)	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク	1口=1円	1万円以上、1円単位
農中日経225オープン	主として日本国内の株式に投資	追加型株式投信 (インデックス型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
JATOPIXオープン		追加型株式投信 (インデックス型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
農中日本株オープン「ニューチャイス」		追加型株式投信 (国内株式型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、個別銘柄選択を重視した運用により中長期的な収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
NZAM日本好配当株オープン(3か月決算型)「四季の便り」		追加型株式投信 (国内株式型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目した銘柄選定により、安定した配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。	株価変動リスク 流動性リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果樹園」	主として国内外の債券・株式に分散投資	追加型株式投信 (バランス型)	為替リスクを限定しながら日本を含む世界各国の債券・株式・短期金融商品に分散投資し、長期的に安定した収益獲得を目指します。	金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	特定日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
全世界株式債券ファンド(日本・先進国・新興国)「毎月分配型」 「ワールドクルーズ」	主として海外の債券に投資	追加型株式投信 (バランス型)	日本・海外先進国・新興国の経済規模に応じた資産配分を行い、安定成長を目指すため、株式と債券に分散投資を行います。毎月の安定した分配に加え、キャピタル収益などを原資として、ボーナス分配を行うことを目指します。	価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA海外債券ファンド		追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の債券に投資し、海外債券の代表的な運用指標であるシティグループ世界国債指数(除く日本)を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA海外債券ファンド(隔月分配型)		追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の債券に投資し、海外債券の代表的な運用指標であるシティグループ世界国債指数(除く日本)を中長期的に上回る収益獲得を目指し、原則として毎月、配当等収益を中心に分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)「ハッピーグローバー」		追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに実質的に高格付資源国(カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ノルウェー)の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、収益配分方針に基づく分配を目指します。	金利変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA海外株式ファンド	主として海外の株式に投資	追加型株式投信 (国際株式型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の株式に投資し、海外株式の代表的な運用指標であるMSCIコクサイ指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
DIAM世界好配当株オープン(毎月決算コース)「世界配当倶楽部」	主として海外の株式に投資	追加型株式投信 (国際株式型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の様々な業種の株式に分散投資し、相対的に高い配当利回りをねらい、原則として毎月、配当等収益を中心に分配を目指します。	株価変動リスク 個別銘柄選択リスク 為替リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)「毎月分配型」		追加型株式投信 (バランス型)	主として国内外の不動産(リート等)、債券および株式を投資対象とし、原則としてそれぞれ総資産総額の6分の1を基本に国際分散投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	不動産投資リスク 金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
ダイワ・グローバルREITオープン(毎月分配型)「世界の街並み」	主として海外の不動産に投資	追加型証券投信	主として日本を除く海外のリートに投資する、マザーファンドで運用を行い、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	価格変動リスク 為替リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位

(注) 1. 投資信託は、預貯金とは異なり、貯金保険制度の保護対象ではありません。  
 2. 投資信託は、値動きのある資産に投資しますので、基準価格は日々変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。  
 3. 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託購入者が負うこととなります。  
 4. ご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。  
 5. お申込みの際には必ず「目論見書」(一体として交付される書面を含む)、「契約締結前交付書面」の内容を十分にご確認ください。  
 6. 上記以外に取り扱っている商品もございます。商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。  
 登録金融機関  
 中国財務局長（登金）第154号

【その他のサービス】

種類	内 容
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国の金融機関と通信ネットワークで結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を安全・確実にご利用いただけます。
外貨宅配サービス	その場でお受取りはできませんが、申込用紙にご記入・ご郵送いただくだけで、外貨やトラベラーズ・チェックがご自宅まで配達されます。
JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、銀行、セブン・イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引をご利用いただけます。
JAカード	ショッピングやレジャーなど、お客様のサイン一つで「簡単に・便利に・安心して」ご利用いただけるクレジットカードです。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国のお店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金がキャッシュレスで決済いただけます。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。



### 経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

### 経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るとともに、より良質で高度な金融サービスの提供を目指すため、「中期経営計画書（平成19年度～平成21年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

#### 中期経営計画書（平成19年度～平成21年度）

1. JAバンクシステム県機能の充実・強化
  - (1) JAバンク県本部機能の充実
  - (2) JA信用事業強化の支援
  - (3) 信用システムの安定運用と充実
2. リスク管理・内部管理態勢の高度化
  - (1) リスク管理態勢の高度化・新BIS規制に向けた取り組み
  - (2) 内部管理態勢の高度化
3. 安定収益の確保ならびに財務体質の強化
  - (1) 安定収益の確保
  - (2) 財務体質の強化
4. JA・信連・農林中金の役割分担の検討ならびに内外環境の変化に対応した組織整備の検討
  - (1) 新たなJA合併構想を踏まえた機能・体制の整備の検討
  - (2) 多様な利用者ニーズへの対応と信用事業の更なる効率化を図るため、JA・信連・農林中金の機能・役割を見直し、全体としてJAバンク山口がより一体性を強めるための新たなビジネスモデルの構築に向けた検討
  - (3) 平成20年度以降の奨励施設について農林中金の奨励施設の変更を踏まえた検討



## コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民および企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としています。当会が地域に根ざした金融機関として一層ゆるぎない信頼を確保していくためには、社会的責任と公共的使命を認識するなかで、法令等や社会的規範を厳格に遵守し、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説およびコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

### コンプライアンス・カード



〰〰役職員必携〰〰

私たちは、JAグループおよびJAバンクの一員として、また、信連の社会的責任と公共的使命に照らし「コンプライアンスの基本方針」の確認・遵守を行い、会員や利用者等の信頼と負託に応えています。

このカードを常備携帯し、行動規範の自己チェックに努めます。

### コンプライアンスの基本方針

基本方針およびその精神は、役職員の行動指針として、日々の事業運営にあたり常に意識しておく必要があります。

信連は、高い公共性を有し、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、**農業者の健全な発展**、**豊かな国民生活の実現**、**地域社会繁栄への奉仕に資するために、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展に尽力しています。**

このように、信連は、**地域社会の負担に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくために、次の8項目からなる基本方針を定めています。**

- **信連の社会的責任と公共的使命の認識**  
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- **会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供**  
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十分に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

### ● 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

### ● 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

### ● 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

### ● 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

### ● 環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### ● 社会貢献活動への取組

信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。



## リスク管理の状況

### リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

### 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク等に新BIS規制の「第一の柱」で対象とならないリスクを含め、金融機関が抱えるリスクを総体的に捉え管理することをいいます。

当会では、「統合リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門において、年度毎に策定する予算および各月末時点における市場関連リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを計量化し、これを取得リスクとして、新BIS規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本の額を基準として設定した許容リスク（平成20年度300億円）との対比により実績管理を行っています。

平成20年度については、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、年度単位でのリスク管理への取り組み事項を具体的に示した「平成20年度リスク管理方針」を策定し、「統合的なリスク管理」を重点実施事項の一つに掲げました。これに基づき、取得リスクに対するアラーム・ポイント（平成20年度290億円）を設定し、取得リスクがアラーム・ポイントを超過した場合には、関係部署で協議し対応方針について「リスク管理委員会」へ報告するなど、具体的な対応方法を定めています。

### 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、株価、為替等のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと、社債等の債券において発行体の財務状況の悪化等の理由により破綻等の状況が生じ、保有する資産の価値が減少または消滅し損失を被る、市場関連取引に付随する信用リスクをいいます。

当会では、「市場リスクマネジメント要領」に基づき、リスク管理部門においてVaR（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。VaRの計測が困難な市場関連取引に付随する信用リスクについては、業績や財務状況、格付等信用リスクに関するモニタリングを常時行うとともに、「与信限度額管理手続」を設け、取引限度額等による管理を行っています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）も行っています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益の水準、前日比を基準にしたアラーム・ポイントと、実質自己資本比率（直近の自己資本比率算出をもとに日々の有価証券の評価損益を加味したもの）の水準を基準にしたアラーム・ポイントの二通りの基準によるアラーム・ポイントを設定するなど、迅速なリスク管理に努めています。

#### VaR（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する資産（債権）の価値が減少または消失し損失を被るリスクです。

当会では、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）にも努めています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ適格な判断を下せる体制を確立しています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、金融市場の混乱等により取引が不能になる等から損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当会では、流動性リスクを市場関連リスクの一つと捉え、「市場リスクマネジメント要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、人為的あるいは技術的なミスにより発生する「事務リスク」、コンピュータ等システムの不具合や情報システム的不正使用などにより発生する「システムリスク」、さまざまな取引のなかで法律上の問題を原因として損害やトラブルが発生する「法務リスク」等により損失を被るリスクです。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練、新しい金融商品の取り扱いや各種契約書類の作成にあたっての顧問弁護士によるリーガル・チェックを実施しています。

## 内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に

理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

### A L M管理体制

当社は、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、A L M委員会を定期的を開催しています。

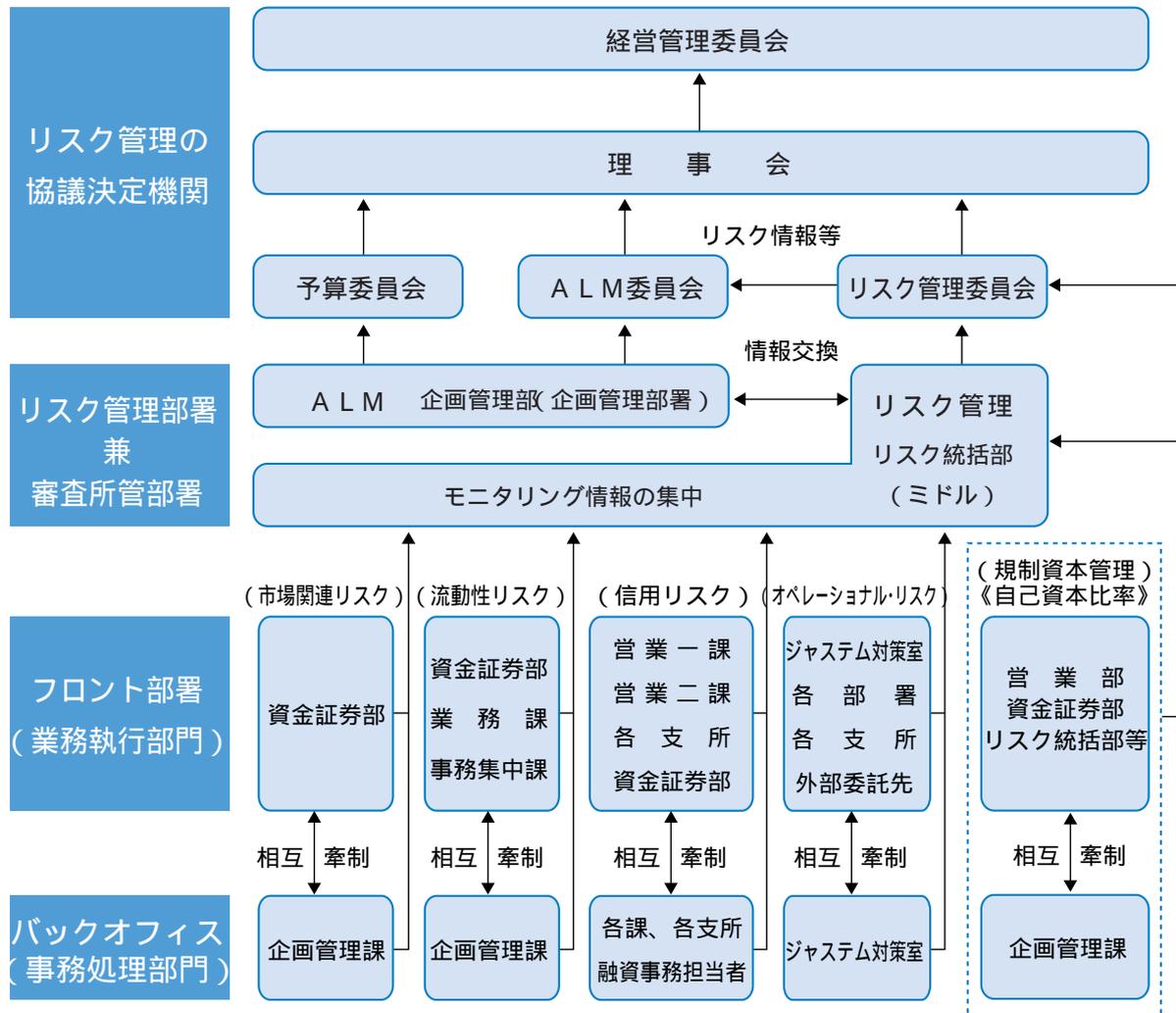
A L M委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資および余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当社の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

### 個人情報保護

当社は「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱運用細則」により、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めています。

### リスク管理体制図





## 当会の業績

緩やかながらも戦後最長の景気拡大を続けてきた日本経済は、米国の景気後退懸念や急激な円高、国内の個人消費の伸び悩みなどから大幅な株安となり、景気の先行きに不透明感が漂う状況となっております。

また、金融機関を取り巻く環境は、安定した収益基盤を築くための中長期的な事業戦略が重要な課題となり、新BIS規制・内部統制監査導入など更なるリスク管理体制の充実および信認される業務体制の整備が必要となります。

平成19年度の業務運営につきましては、「中期経営計画（平成19年度～平成21年度）」の初年度としてその実践に取り組み、また、JAの資産健全化のための特例奨励金の支出や、当会資産の健全性確保等を実施した後においても、計画を上回る剰余金を計上することができました。

### 貯金業務

JA貯金の対前年比2.1%の増加に加えて、昨年度よりJAが市場リスクの低減に取り組み、JAの有価証券運用が減少し当会貯金にシフトした結果、期末残高は8,691億円と対前年比7.2%の増加となりました。

### 受託貸付業務

農林漁業金融公庫資金の融資実行は増加したものの、住宅金融支援機構資金の償還を主因に、受託貸付金全体の償還が増加し、期末残高337億円と対前年比6.9%の減少となりました。

### 収支

収支状況につきましては、「中期経営計画（H19～21）」の初年度にあたり、安定収益の確保と財務体質の強化に取り組んだ結果、当期剰余金は当初の計画を上回る24億円を計上することができました。また、内部留保の積み増しにより自己資本比率は16.61%となりました。

### 融資業務

県内を基盤とする地場企業・個人への融資推進の展開に加え、シンジケートローン等による残高伸長に努めましたが、金融機関貸出の繰上償還等により、期末残高は1,035億円と対前年比4.0%の減少となりました。貯貸率は11.92%と対前年比1.40%の減少となりました。

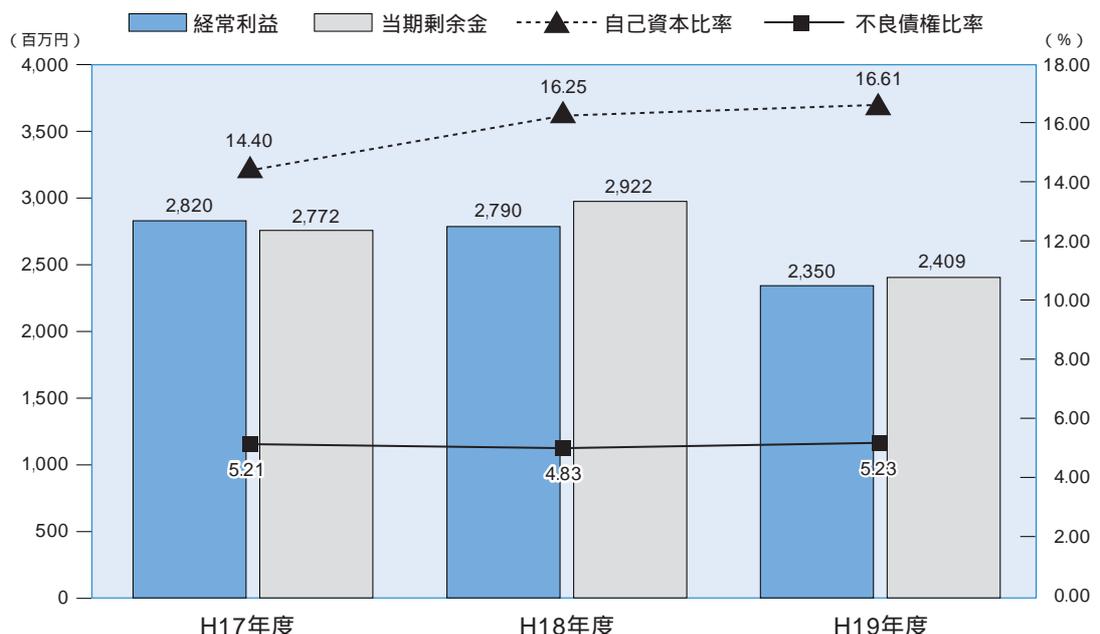
### 余裕金運用業務

JAの余裕金運用等による資金の変動に対応するため、流動性資金を確保しつつ効率運用に努めました。

余裕金につきましては、JA貯金の増加およびJAの有価証券運用残高の減少により、期末残高は7,817億円と対前年比5.8%の増加となりました。

有価証券運用につきましては、運用資産間のバランスをとりながらポートフォリオの改善に心掛けました。その結果、期末残高は2,637億円と対前年比3.2%の減少となり、有価証券の評価益はサブプライムショックによる世界同時株安の影響等により22億円と対前年比140億円減少しました。

## 最近3事業年度の収支状況



(注) 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準「農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。



## トピックス

### ＪＡバンクアグリサポート事業の創設

農林中央金庫とＪＡバンクは、平成19年度に「ＪＡバンクアグリサポート事業」を創設し、ＪＡバンクが一体となって農業をサポートする独自の事業として、その取組の実施を通じて、農業の振興と社会の適正な評価につなげていくことを目的としています。

平成19年度から21年度までの3カ年を集中取組期間とし、農業担い手に対する支援策としての農業関連ローン利子助成事業と 農業法人等投資ファンド設立、農業及び地域社会への貢献・支援事業としての ＪＡバンク協調型事業、また農業への理解・関心を促進する事業としての食と地域の文化発信事業について取り組んでいます。

### ゆうちょ銀行・セブン銀行との入金提携

平成12年より現ゆうちょ銀行、平成17年よりセブン銀行とＡＴＭ提携を開始していましたが、平成19年5月より現ゆうちょ銀行・セブン銀行と入金についても提携を開始しました。

これにより、ＪＡバンク山口のキャッシュカードによる、『お引き出し』『お預け入れ』『残高照会』のサービスをご利用いただけるようになり、利便性が向上しました。

### ＪＡバンク山口ロールプレイング大会の開催

平成19年11月15日、ＪＡビルにおいて、ＣＳ（顧客満足）向上対策「ＪＡまごころフレッシュアップ運動」の一環として、県下ＪＡの信用窓口担当者のモラルの高揚とセールススキルのレベルアップを目的に、「平成19年度ＪＡバンク山口ロールプレイング大会」を開催しました。

当日は、各ＪＡより選抜された優秀な窓口担当者が実際の窓口（対応）業務を想定して競技し、審査委員による審査およびコメンテーターによる講評が行われるという形で進められ、約150人の窓口担当者が見学を通して県内全体の技術をお互いに学ぶ場となりました。



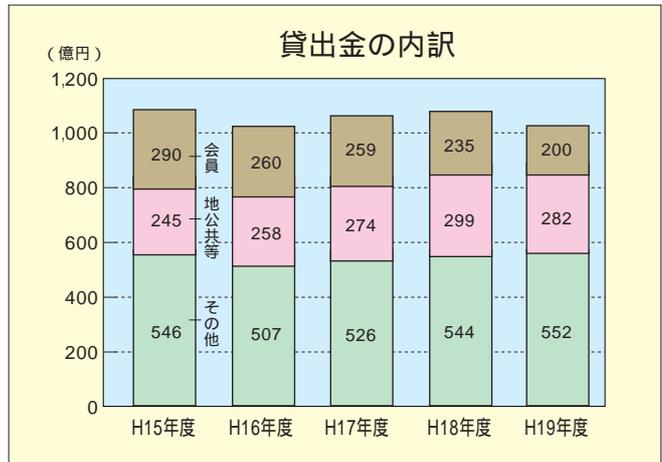


## 社会的責任と貢献活動

当会は、JAグループの一員として、また地域金融機関として、地域社会・経済・産業・文化の発展・振興に貢献していきたいと考えています。

### 地域社会・地域経済発展への貢献

当会の資金は、そのほとんどが県内のJAにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。



### 献血を通じた赤十字事業への協力

献血バス巡回時や、定期的に山口県赤十字血液センターへ職員を献血者として派遣し、会をあげて献血事業へ協力しております。



### やまぐち子育て家庭応援事業への協賛

県内JAでは、応援優待事業として平成20年4月より、18歳以下のお子様を扶養している個人の方を対象とした「のびすく定期積金」を取り扱っており、お子様の人数によって定期積金の店頭表示金利に上乗せをしています。

(最高0.5%)





## 当会の概要

### 会 員 数

資 格	平成20年 3 月末現在	平成19年 3 月末現在
正 会 員	22	22
准 会 員	20	21
合 計	42	43

### 職 員 数

	平成20年 3 月末現在	平成19年 3 月末現在
男 子 職 員	64人	65人
女 子 職 員	38人	39人
嘱 託 常 備 人	21人	16人
合 計	123人	120人

### 自動化機器の設置状況

(平成20年 6 月末現在)

	店 舗 内	店 舗 外
J A 設 置	C D	0台
	A T M	30台
信 連 設 置	C D	50台
	A T M	1台

(注)池金融機関との共同設置を含んでいます。

### 店 舗 一 覧

(平成20年 6 月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 所	山口市小郡下郷2139番地	083(973)2230
県 庁 内 支 所	山口市滝町1番1号	083(923)2337
美 祢 市 役 所 内 支 所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837(52)1075

### 子会社等(子法人等)

該当ありません。



# 役員・機構

## 役員

平成20年6月末現在

### 経営管理委員会

経営管理委員会会長	河村 壽雄
経営管理委員会副会長	松永 稔
経営管理委員	平井 昭輝
経営管理委員	山本 篤篤
経営管理委員	常信 政之
経営管理委員	益富 嘉男
経営管理委員	水津 俊男
経営管理委員	福田 博一
経営管理委員	辻 久男
経営管理委員	前田 文樹
経営管理委員	神尾 透
経営管理委員	金子 光夫
経営管理委員	山本 伸雄

### 理事会

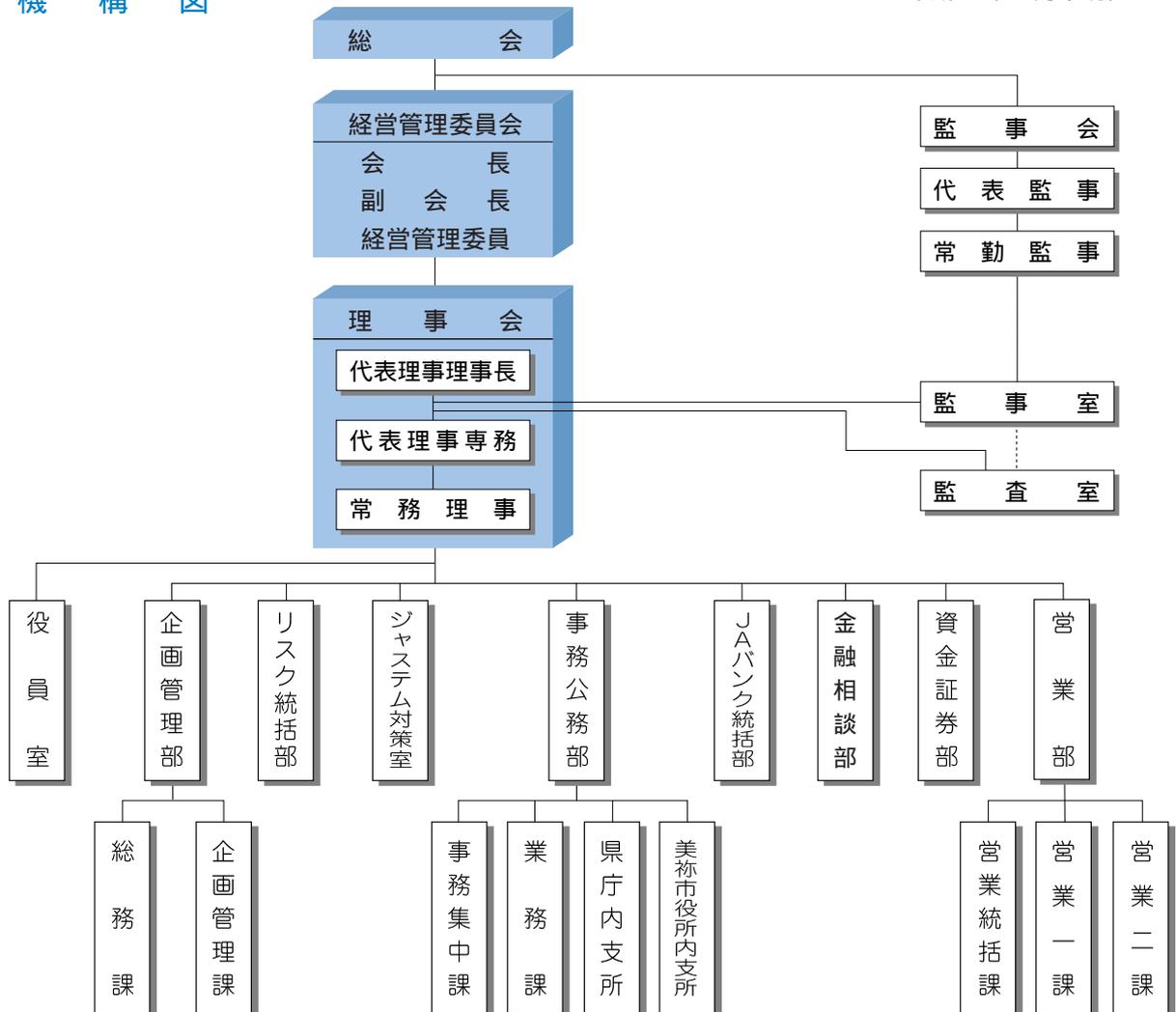
代表理事理事長	中尾 啓治
代表理事専務	安田 謙吾
常務理事	吉本 紀與志

### 監事

代表監事	本伊 柳岩
常勤監事	多藤 正和
監事	弘宏 昭基
監事	廣

## 機構図

平成20年6月末現在



組織



大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合联合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売联合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売联合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止 本所事務所を山口県農協会館へ移転（現在の山口県JAビル）
昭和38年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和39年	大田支所を廃止
昭和41年	久賀・美祢支所を廃止
昭和43年	厚狭・防府支所を廃止 山口県農協貯金1,000億円突破
昭和47年	山口県指定代理金融機関業務開始 当会貯金1,000億円突破
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和55年	山口県農協会館（JAビル）別館完成 山口県農協貯金5,000億円突破
昭和56年	県内系統農協オンライン開通
昭和59年	全国農協貯金ネットサービス開始 県庁内支所を開設
昭和61年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設 国債等窓販代理業務開始
平成 1 年	美祢市役所内支所を開設
平成 2 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
平成 3 年	5業態間CDオンライン提携開始
平成 4 年	山口県JA貯金1兆円突破 農協の新シンボルマークと愛称「JA」を導入
平成 5 年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成 6 年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成 8 年	新信用システム稼動 萩代理所を廃止
平成 9 年	日銀歳入金の取扱開始
平成10年	系統信用事業の愛称として「JAバンク」を導入
平成11年	投資信託窓口販売業務の開始
平成12年	郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携
平成13年	インターネットバンキングサービス「JAネットバンク」開始 岩国代理所を廃止
平成14年	「JAバンクシステム」発足 経営管理委員会制度導入
平成16年	確定拠出年金業務開始 徳山・下関支所を廃止
平成17年	全国統一オンラインシステム（JASTEM）へ移行 新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始 セブン銀行とのATMオンライン提携
平成18年	印鑑照会システム稼動 新JAカードの発行開始
平成19年	ICキャッシュカードの発行開始
平成20年	日銀歳入復代理店として取扱開始 確定拠出年金の取扱終了



## 事業のご案内

### 1 主要な業務

#### 貯金業務

会員であるJAをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さまからも貯金をお預かりしています。皆さまにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金をとりそろえています。

また、JAキャッシュカードをご利用いただけますと、全国のJAはもちろん、銀行、セブンイレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

#### 融資業務

##### 一般資金

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役立てしたいと常に考えています。良質で豊富な信連資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

##### 公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの農林漁業金融公庫資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や国民生活金融公庫の資金なども取り扱っています。

##### 融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

#### 証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

#### 為替業務

北海道から沖縄まで、全国のJA、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実に行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

## 2 金融商品の販売にあたって

### 金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- 1．お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2．お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4．お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 5．お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。





## 手数料一覧

平成20年6月末現在

### 内国為替手数料（1件につき）

（単位：円）

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内 J A	その他の金融機関
<b>振込手数料</b>				
電 信 扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
文 書 扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
同一店内振込	3万円未満	105	-	-
	3万円以上	315	-	-
<b>A T M振込サービス・インターネットバンキングご利用の場合</b>				
電 信 扱	3万円未満	105	105	210
	3万円以上	210	210	420
同一店内振込	3万円未満	無料	-	-
	3万円以上	無料	-	-
<b>F D（フロッピーディスク）・定額自動送金サービスご利用の場合</b>				
電 信 扱	3万円未満	105	105	315
	3万円以上	315	315	525
同一店内振込	3万円未満	無料	-	-
	3万円以上	無料	-	-
<b>送金手数料</b>				
普通扱（送金小切手）		420	420	630
<b>代金取立手数料</b>				
隔 地 間	普通扱	420	420	630
	至急扱	420	420	840
同一交換区域内（手形）		315	315	315
同一交換区域内（小切手）		105	105	105
<b>その他の諸手数料</b>				
振込・送金の組戻料		630	630	630
不渡手形返却料		630	630	630
取立手形組戻料		630	630	630
取立手形店頭提示料		630	630	630

- （注）1．A T M振込サービスご利用の場合、当会および県内 J A 発行のキャッシュカードのみご利用いただけます。  
 2．定額自動送金サービスは口座引落手数料が別途52円必要になります。  
 3．取立手形の店頭呈示に要する実費が630円を超える場合は、その実費を申し受けます。

### 手形小切手帳発行手数料

（単位：円）

小 切 手 帳	1冊（50枚）	840
約 束 手 形 帳	1冊（50枚）	1,050
約 束 手 形 帳	1冊（20枚）	420
為 替 手 形 帳	1冊（20枚）	420

## CD・ATM利用手数料

(単位：円)

		平日	土曜日		日・祝日・年末・正月
		8:45～17:30	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00
当会・県内J Aキャッシュカード	出金	無料	無料	105	105
	入金	無料	無料	無料	無料
当会キャッシュカードによる ゆうちょATM利用	出金	105	105	210	210
	入金				
県外J Aキャッシュカード	出金	無料	105	210	210
	入金	無料	無料	105	105
提携金融機関カード	出金	105	105	210	210
自動キャッシング	出金	無料	無料	105	105

- (注) 1. CD・ATMの稼働日・時間帯につきましては、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください。  
2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

## 両替・硬貨入金手数料

### 硬貨・紙幣の両替手数料

(単位：円)

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	315
	501枚以上	525

### 硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.05% (上限：525円)

## その他

(単位：円)

払戻回数超過手数料(貯蓄貯金型) (1ヶ月間に5回を超えて払戻しをするときはその払戻し1回あたり)	105	
貯金間振替手数料(定型自動振替)	無料	
他所払小切手入金手数料	為替取立手数料に準ずる	
自己宛小切手発行手数料	420	
通帳・証書再発行手数料(1件あたり)	1,050	
ICキャッシュカード発行手数料(単体1枚あたり)	1,050	
ICキャッシュカード発行手数料(クレジット一体型)	無料	
キャッシュカード再発行手数料(1枚あたり)	1,050	
ワイドカード発行および再発行手数料	1,050	
残高証明書発行手数料	都度発行	420
	継続発行	210
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料(1ヶ月あたり)	105	
国債等保護預り残高証明書発行手数料	無料	
投信販売手数料・解約手数料	ファンド毎の料率	
投信保護預り残高証明書発行手数料	210	
保護預り手数料(消費税別途) (ただし、500円に満たない場合は500円)	月末残高×1/12×5/10,000	
個人情報保護法に係る開示手数料(1件あたり)	525	

上記の手数料には、消費税(5%)が含まれています。

# 資料編

## CONTENTS

貸借対照表 .....	24
損益計算書 .....	25
キャッシュ・フロー計算書 .....	26
平成19年度注記表 .....	27 ~ 30
平成18年度注記表 .....	31 ~ 33
剰余金処分計算書 .....	34
財務諸表の適正性等にかかる確認 .....	34
経営諸指標 .....	35 ~ 37
貯金に関する指標 .....	37
貸出金等に関する指標 .....	38 ~ 41
有価証券に関する指標 .....	41 ~ 43
自己資本の充実の状況 .....	44 ~ 57

# 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)	科 目	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,290	728	貯金	869,199	810,618
預け金	508,536	457,725	当座貯金	18,705	20,273
系統預け金	508,513	457,702	普通貯金	4,933	5,551
系統外預け金	22	22	貯蓄貯金	15	8
譲渡性預け金	-	-	通知貯金	15,450	360
コールローン	-	-	別段貯金	977	1,828
買現先勘定	-	-	定期貯金	829,116	782,596
債券貸借取引支払保証金	-	-	譲渡性貯金	-	-
買入手形	-	-	売現先勘定	-	-
買入金銭債権	1,851	962	債券貸借取引受入担保金	-	-
金銭の信託	7,669	8,031	借入金	-	-
有価証券	263,714	272,156	代理業務勘定	31	148
国債	128,720	112,729	その他負債	3,395	2,488
地方債	7,518	3,462	未払費用	1,885	1,061
短期社債	-	-	その他の負債	1,509	1,426
社債	24,433	47,663	諸引当金	960	1,025
外国証券	59,795	57,226	賞与引当金	-	-
株式	11,766	20,280	退職給付引当金	926	992
受益証券	28,505	30,793	役員退職慰労引当金	34	33
投資証券	2,975	-	繰延税金負債	517	5,035
その他証券	-	-	債務保証	2,662	2,383
貸出金	103,565	107,968	負債の部合計	876,766	821,699
手形貸付	224	296	(純資産の部)		
証書貸付	82,692	80,881	出資金	24,647	24,647
当座貸越	10,266	10,268	(うち後配出資金)	(9,104)	(9,104)
金融機関貸付	10,300	16,416	回転出資金	1,407	1,037
割引手形	82	106	資本準備金	-	-
その他資産	2,253	1,886	再評価積立金	5	5
未収収益	1,695	1,406	利益剰余金	17,200	15,522
その他の資産	557	480	利益準備金	10,512	9,912
固定資産	1,114	1,378	その他利益剰余金	6,688	5,610
有形固定資産	874	1,035	特別積立金	3,000	1,400
無形固定資産	239	342	当期末処分剰余金	3,688	4,210
外部出資	32,595	24,350	(うち当期剰余金)	(2,409)	(2,922)
系統出資	31,571	23,455	処分未済持分	-	-
系統外出資	1,023	895	会員資本合計	43,260	41,212
子会社等出資	-	-	その他有価証券評価差額金	1,394	11,208
繰延税金資産	-	-	繰延ヘッジ損益	-	-
債務保証見返	2,662	2,383	評価・換算差額等合計	1,394	11,208
貸倒引当金	3,831	3,452	純資産の部合計	44,655	52,421
外部出資等損失引当金	-	-			
資産の部合計	921,422	874,120	負債及び純資産の部合計	921,422	874,120

(注)1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第17号平成20年3月28日)により改正され、同日から施行されたことに伴い、平成19年度から従来の「役員退任慰労引当金」は「役員退職慰労引当金」として表示しております。

2. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第75号平成19年9月27日)により改正され、同日から施行されたことに伴い、平成19年度から有価証券の内訳として「投資証券」を追加しています。

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度	平成18年度	科 目	平成19年度	平成18年度
	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日		自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
経 常 収 益	17,658	12,484	役 務 取 引 等 費 用	913	862
資 金 運 用 収 益	12,715	10,395	支 払 為 替 手 数 料	27	30
貸 出 金 利 息	1,997	1,848	そ の 他 の 支 払 手 数 料	881	827
預 け 金 利 息	1,679	438	そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	4	5
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,441	4,825	そ の 他 事 業 費 用	3,907	812
コ ー ル ロ ー ン 利 息	-	-	支 払 助 成 金	-	-
買 現 先 利 息	-	-	買 入 金 銭 債 権 売 却 損	-	-
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	-	-	国 債 等 債 券 売 却 損	28	648
買 入 手 形 利 息	-	-	国 債 等 債 券 償 還 損	0	141
金 利 スワ ッ プ 受 入 利 息	-	-	国 債 等 債 券 償 却	3,878	-
そ の 他 受 入 利 息	3,597	3,283	金 融 派 生 商 品 費 用	-	23
(うち受取奨励金)	( 3,037 )	( 2,729 )	そ の 他 の 事 業 費 用	-	-
(うち受取特別配当金)	( 530 )	( 548 )	経 費	2,056	2,126
役 務 取 引 等 収 益	1,624	1,573	人 件 費	785	791
受 入 為 替 手 数 料	34	38	物 件 費	1,214	1,268
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,588	1,534	税 金	56	67
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0	そ の 他 経 常 費 用	806	42
そ の 他 事 業 収 益	1,318	375	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	672	0
受 取 助 成 金	-	-	貸 出 金 償 却	-	-
買 入 金 銭 債 権 売 却 益	-	-	債 権 売 却 損	0	-
国 債 等 債 券 売 却 益	242	29	株 式 等 売 却 損	-	29
国 債 等 債 券 償 還 益	421	-	株 式 等 償 却	74	-
金 融 派 生 商 品 収 益	38	-	金 銭 の 信 託 運 用 損	56	10
そ の 他 の 事 業 収 益	615	346	そ の 他 の 経 常 費 用	2	2
そ の 他 経 常 収 益	2,000	138	経 常 利 益	2,350	2,790
株 式 等 売 却 益	1,921	29	特 別 利 益	167	162
金 銭 の 信 託 運 用 益	36	65	固 定 資 産 処 分 益	167	149
そ の 他 の 経 常 収 益	42	43	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	-
経 常 費 用	15,307	9,693	償 却 債 権 取 立 益	-	-
資 金 調 達 費 用	7,624	5,849	そ の 他 の 特 別 利 益	-	13
貯 金 利 息	2,561	751	特 別 損 失	104	26
譲 渡 性 貯 金 利 息	3	1	固 定 資 産 処 分 損	11	21
借 用 金 利 息	-	-	不 動 産 圧 縮 特 別 勘 定 繰 入	90	-
売 現 先 利 息	-	-	減 損 損 失	2	4
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	-	0	そ の 他 の 特 別 損 失	0	-
金 利 スワ ッ プ 支 払 利 息	-	-	臨 時 損 失	-	-
そ の 他 支 払 利 息	5,059	5,096	税 引 前 当 期 利 益	2,413	2,927
(うち支払奨励金)	( 5,039 )	( 5,084 )	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	4
			法 人 税 等 調 整 額	-	-
			当 期 剰 余 金	2,409	2,922
			前 期 繰 越 剰 余 金	1,279	1,287
			当 期 未 処 分 剰 余 金	3,688	4,210

# キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度	平成18年度
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,413	2,927
減価償却費	152	150
減損損失	2	4
貸倒引当金の増加額	379	289
退職給付引当金の増加額	64	22
資金運用収益	12,715	10,395
資金調達費用	7,624	5,849
有価証券関係損益	1,260	735
金銭の信託の運用損益	39	55
外部出資関係損益	-	13
固定資産処分損益	156	128
貸出金の純増減	4,402	1,901
預け金の純増減	6,384	41,000
貯金の純増減	58,581	42,098
事業分量配当金の支払額	370	745
その他	105	747
資金運用による収入	12,497	10,061
資金調達による支出	6,812	5,254
小計	73,513	2,812
法人税等の支払額	4	4
事業活動によるキャッシュ・フロー	73,509	2,807
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	55,474	60,759
有価証券の売却による収入	18,883	40,721
有価証券の償還による収入	28,810	13,793
金銭の信託の増加による支出	-	2,031
金銭の信託の減少による収入	-	0
固定資産の取得による支出	14	161
固定資産の処分による収入	278	167
外部出資の増加による支出	8,245	34
外部出資の減少による収入	-	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,761	8,258
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1	0
出資金の払戻しによる支出	1	0
出資配当金の支払額	360	360
回転出資金の受入による収入	369	744
回転出資金の払戻しによる支出	-	139
財務活動によるキャッシュ・フロー	9	244
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	57,757	5,206
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,588	11,794
7 現金及び現金同等物の期末残高	64,346	6,588

# 平成19年度 注記表

## 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・ 売却目的の有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの……………取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
  - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
  - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しています。この変更による経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微です。また、当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価格を5年間で均等償却しています。この変更により、経常利益及び税引前当期利益は、従来の方法によった場合に比べ4百万円減少しています。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
  - 貸倒引当金
    - 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
    - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は正常先債権は税法基準を採用し、要注意先債権については貸倒実績率を採用しています。）を計上しています。要管理債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
    - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、査定結果検証部署がその内容を検証しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。
  - 退職給付引当金
    - 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (10) 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第75号平成19年9月27日）により改正され、平成19年9月30日から施行されたことに伴い、有価証券の内訳として「投資証券」を追加し、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第52条第1項に規定する投資証券を表示しています。
- (12) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第17号平成20年3月28日）により改正され、平成20年3月28日から施行されたことに伴い、従来、「退職給付引当金」に含めて記載しておりました、「役員退任慰労引当金」を「退職給付引当金」、「役員退職慰労引当金」として表示しています。
- (13) 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,334百万円です。また、有形固定資産の圧縮記帳額は251百万円です。

- (2) リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は259百万円です。
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券286百万円及びその他資産1百万円を差し入れています。  
 なお、その他資産のうち差入保証金は1百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は913百万円、延滞債権額は3,910百万円です。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は420百万円です。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,244百万円です。  
 なお、 から に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は82百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,705百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金6,300百万円が含まれています。

### 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用はありません。
- (2) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は292百万円です。
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。
- | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|------|----|------|
| 遊休資産 | 土地 | 2百万円 |
- 業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。  
 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。  
 当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定されています。

### 4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下 まで同様です。

なお、当年度末では満期保有目的の債券は保有していません。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 0百万円

当年度の損益に含まれた評価差額 0百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表	評価差額	うち益	うち損
	又は償却原価	計上額			
株 式	9,738百万円	11,766百万円	2,028百万円	2,586百万円	558百万円
債 券	217,678	220,466	2,788	6,091	3,303
国 債	123,330	128,719	5,389	5,543	154
地 方 債	7,318	7,518	199	199	0
金 融 債	0	0	0	0	0
社 債	24,624	24,433	191	99	290
外国証券	62,405	59,795	2,609	248	2,858
そ の 他	35,911	33,332	2,579	301	2,880
合 計	263,328	265,565	2,236	8,979	6,742

なお、上記評価差額から繰延税金負債618百万円を差し引いた額1,618百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
16,931百万円	2,788百万円	28百万円

- (4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。  
なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内 容	貸借対照表計上額			
その他有価証券				
非上場株式（店頭売買株式を除く）	43百万円			
(5) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	22,636百万円	39,159百万円	129,389百万円	28,275百万円
国債	5,013	-	110,871	12,835
地方債	-	-	7,518	-
金融債	-	-	-	-
社債	9,254	9,552	3,705	1,618
外国証券	8,368	29,607	7,294	13,821
その他	1,731	12,369	7,958	1,834
合計	24,368	51,528	137,348	30,110

- (6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	3,943百万円
当期の損益に含まれた評価差額	0
その他の金銭の信託	
取得原価	4,050
貸借対照表計上額	3,725
評価差額	324
うち益	0
うち損	324

なお、上記の評価差額に繰延税金資産100百万円を加えた額 224百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (7) その他有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合、もしくは下落率は30%未満であるが、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じている場合を著しい下落とし、回復の可能性がある場合を除き減損処理をすることとしております。  
当年度においてその他有価証券で時価のある外国証券、受益証券、株式について3,953百万円の減損処理を行っています。

## 5 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	960百万円
退職給付引当金の額	960
退職給付費用の額	56

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。

また、存続組合より示され平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、181百万円となっています。

## 6 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,072百万円
退職給付引当金超過額	235
有価証券償却超過額	2,686
減価償却超過額	43
未払費用否認額	127
欠損金の控除額	380
その他	151
繰延税金資産小計	4,697
評価性引当額	4,697
繰延税金資産合計(A)	-
繰延税金負債	
その他有価証券	517
繰延税金負債合計(B)	517
繰延税金負債の純額(A) + (B)	517

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.8%
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	10.2%
評価性引当額	18.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2%

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

# 平成18年度 注記表

## 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。  
なお、当年度末では子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。
  - ・売買目的の有価証券………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・満期保有目的の債券………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの………取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
  - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
  - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
  - 貸倒引当金
    - 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
    - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。要管理債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
    - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、査定結果検証部署がその内容を検証しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。
  - 退職給付引当金
    - 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
  - 役員退任慰労引当金
    - 役員退任慰労引当金については、役員の退任給付に備えるため、当事業年度末における役員の退任の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (10) 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第41号平成18年4月28日）により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しています。
  - 「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。
  - なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は52,421百万円です。
  - 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。
  - 「固定資産」は、「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。
- (12) その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）に基づき、取得原価と取得時の想定元金額との差額を定額法に基づき期間按分した金額と期末時点の想定元金額と取得時の想定元金額との差額の合計額を、取得原価に加減算した金額を償却原価とする償却原価法を適用し、時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,416百万円です。  
また、有形固定資産の圧縮記帳額は263百万円です。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は329百万円です。
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,729百万円、有価証券364百万円及びその

他資産1百万円を差し入れています。

なお、その他資産のうち差入保証金は1百万円です。

- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は76百万円、延滞債権額は3,794百万円です。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立  
 て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不  
 計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又  
 は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし  
 て利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債  
 権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,479百万円です。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元  
 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債  
 権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,351百万円です。  
 なお、 から に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形  
 は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は106百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定  
 された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未  
 実行残高は、46,829百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,416百万円が含まれて  
 います。

### 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用はありません。
- (2) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示し  
 ています。相殺した金額は290百万円です。
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。  

主な用途	種類	減損損失
遊休資産	土地	4百万円

 業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、  
 遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。  
 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。  
 当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定し  
 ています。

### 4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信  
 託受益権が含まれています。以下 まで同様です。

なお、当年度末では満期保有目的の債券は保有しておりません。

#### 売買目的有価証券

貸借対照表計上額	0百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	0百万円

#### その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表	評価差額	うち益	うち損
	又は償却原価	計上額			
株 式	10,829百万円	20,280百万円	9,451百万円	9,506百万円	55百万円
債 券	218,674	221,082	2,408	3,237	828
国 債	111,456	112,729	1,273	1,290	17
地 方 債	3,451	3,462	10	28	18
金 融 債	1,001	1,001	0	0	0
社 債	46,719	46,662	57	244	302
外国証券	56,045	57,226	1,181	1,673	491
その他	27,305	31,755	4,449	4,776	326
合 計	256,809	273,119	16,309	17,520	1,210

なお、上記評価差額から繰延税金負債5,055百万円を差し引いた額11,253百万円が、「その他有価証券評価差額金」に  
 含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。  

売却額	売却益	売却損
41,278百万円	59百万円	818百万円
- (4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。  
 なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内 容	貸借対照表計上額			
その他有価証券				
非上場株式（店頭売買株式を除く）	20百万円			
(5) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	27,133百万円	49,513百万円	111,039百万円	32,385百万円
国 債	-	5,011	94,732	12,985
地 方 債	-	-	3,462	-
金 融 債	1,001	-	-	-
社 債	22,926	15,316	2,775	5,339
外国証券	3,205	29,184	10,069	14,060
その他	268	15,449	2,864	2,527
合 計	27,402	64,963	113,904	34,913

(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	4,046百万円
当期の損益に含まれた評価差額	45

その他の金銭の信託

取得原価	4,050
貸借対照表計上額	3,985
評価差額	64
うち益	8
うち損	73

なお、上記の評価差額に繰延税金資産20百万円を加えた額 44百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 5 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

また、役員の退任慰労引当金も役員退任慰労引当金規程に基づき、当年度末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しています。

退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	1,025百万円
退職給付引当金の額	1,025
退職給付費用の額	53

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。

また、存続組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、183百万円となっています。

## 6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

当年度

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	951百万円
退職給付引当金超過額	243
有価証券償却超過額	2,537
減価償却超過額	48
未払費用否認額	129
その他	1,213
繰延税金資産小計	5,124
評価性引当額	5,124
繰延税金資産合計(A)	-
繰延税金負債	
その他有価証券	5,035
繰延税金負債合計(B)	5,035
繰延税金負債の純額(A) + (B)	5,035

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

当年度、課税所得が生じなかったため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しています。

## 7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度	平成18年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,688	4,210
剰 余 金 処 分 額	2,451	2,930
利 益 準 備 金	500	600
任 意 積 立 金	800	1,600
( 特 別 積 立 金 )	( 800 )	( 1,600 )
出 資 配 当 金	360	360
( 普通出資に対する配当金 ( 配当率 ) )	( 233 ( 1.50% ) )	( 233 ( 1.50% ) )
( 後配出資に対する配当金 ( 配当率 ) )	( 127 ( 1.40% ) )	( 127 ( 1.40% ) )
事 業 分 量 配 当 金	790	370
次 期 繰 越 剰 余 金	1,237	1,279

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成19年度	平成18年度
(1) 配当基準	1ヵ年以上の定期貯金(中長期貯金を除く)のネット平残	同左
(2) 配当率	0.10%	0.05%

## 財務諸表の適正性等にかかる確認

### 確 認 書

私は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成20年7月1日

山口県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 中尾啓治



## 経営諸指標

(最近5事業年度の主要な経営指標)

(単位:百万円)

項目	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
経常収益	17,658	12,484	11,754	11,165	12,449
経常利益	2,350	2,790	2,820	1,897	1,713
当期剰余金	2,409	2,922	2,772	1,883	1,024
出資金 (出資口数)	24,647 (2,464,703)	24,647 (2,464,703)	24,647 (2,464,703)	24,647 (2,464,703)	24,647 (2,464,703)
純資産額	44,655	52,421	47,612	39,970	36,855
総資産額	921,422	874,120	827,760	838,200	813,556
貯金等残高	869,199	810,618	768,520	789,826	764,911
貸出金残高	103,565	107,968	106,067	102,581	108,159
有価証券残高	263,714	272,156	267,070	231,243	258,369
剰余金配当金額	1,151	730	1,105	617	-
普通出資配当金額	233	233	233	233	-
後配出資配当金額	127	127	127	91	-
事業分量配当金額	790	370	745	293	-
職員数(人)	102	104	104	110	115
自己資本比率	16.61%	16.25%	14.40%	13.61%	12.75%

(注) 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準「農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

(利益総括表)

(単位:百万円、%)

項目	平成19年度	平成18年度	増減
資金運用収支	5,163	4,598	564
役員取引等収支	710	711	0
その他事業収支	2,588	436	2,152
事業粗利益	3,285	4,873	1,588
(事業粗利益率)	(0.38)	(0.61)	(0.23)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役員取引等収支 = 役員取引等収益 - 役員取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## (資金運用収支の内訳)

(単位:百万円、%)

項目	平成19年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	860,762	12,715	1.48	799,861	10,395	1.30
うち預け金	482,214	5,246	1.09	426,109	3,716	0.87
うち有価証券	270,319	5,441	2.01	268,353	4,825	1.80
うち貸出金	107,279	1,997	1.86	105,181	1,848	1.76
資金調達勘定	838,226	7,552	0.90	780,702	5,796	0.74
うち貯金	836,081	7,528	0.90	776,549	5,783	0.74
うち譲渡性貯金	1,215	3	0.27	3,401	1	0.05
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.33	-	-	0.28

(注)1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用+経費-金銭の信託運用見合費用)/(資金調達勘定平均残高-金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## (受取・支払利息の増減額)

(単位:百万円)

項目	平成19年度	平成19年度増減額	平成18年度	平成18年度増減額
受取利息	12,715	2,319	10,395	1,270
うち預け金	5,246	1,530	3,716	368
うち有価証券	5,441	616	4,825	626
うち貸出金	1,997	148	1,848	270
支払利息	7,552	1,755	5,796	1,690
うち貯金	7,528	1,745	5,783	1,691
うち譲渡性貯金	3	1	1	0
うち借入金	-	-	-	-
差し引き	5,163	564	4,598	420

(注)1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## (利益率)

(単位:%)

項目	平成19年度	平成18年度	増減
総資産経常利益率	0.26	0.33	0.07
純資産経常利益率	5.35	6.87	1.52
総資産当期純利益率	0.27	0.35	0.08
純資産当期純利益率	5.48	7.20	1.72

(注) 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

## (貯貸率・貯証率)

(単位：%)

項 目		平成19年度	平成18年度	増 減
貯 貸 率	期 末	11.92	13.32	1.40
	期 中 平 均	12.69	13.36	0.67
貯 証 率	期 末	30.34	33.57	3.23
	期 中 平 均	31.98	34.10	2.12

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高(譲渡性貯金を含む) × 100  
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高(譲渡性貯金を含む) × 100  
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高(譲渡性貯金を含む) × 100  
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高(譲渡性貯金を含む) × 100

## 貯金に関する指標

## (貯金の科目別平均残高)

(単位：百万円、%)

科 目	平成19年度		平成18年度		増 減
流 動 性 貯 金	42,064	( 4.98 )	31,732	( 4.03 )	10,331
定 期 性 貯 金	801,081	( 94.76 )	750,553	( 95.37 )	50,528
そ の 他 の 貯 金	983	( 0.12 )	1,329	( 0.17 )	345
計	844,130	( 99.86 )	783,616	( 99.57 )	60,514
譲 渡 性 貯 金	1,215	( 0.14 )	3,401	( 0.43 )	2,185
合 計	845,345	( 100.00 )	787,017	( 100.00 )	58,328

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金  
 2. ( )内は構成比です。

## (定期貯金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年度		平成18年度		増 減
定 期 貯 金	829,116	( 100.00 )	782,596	( 100.00 )	46,520
うち固定金利定期	829,116	( 100.00 )	782,596	( 100.00 )	46,520
変動金利定期	-	( - )	-	( - )	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( )内は構成比です。

## 貸出金等に関する指標

### (貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成19年度	平成18年度	増 減
手形貸付	251	1,916	1,665
証書貸付	96,975	93,774	3,200
当座貸越	9,967	9,415	552
割引手形	86	75	10
合 計	107,279	105,181	2,098

### (貸出金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年度	平成18年度	増 減
固定金利貸出	44,414 ( 42.88 )	44,974 ( 41.66 )	560
変動金利貸出	59,151 ( 57.12 )	62,993 ( 58.34 )	3,841
合 計	103,565 ( 100.00 )	107,968 ( 100.00 )	4,402

(注) ( )内は構成比です。

### (貸出金の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平成19年度	平成18年度	増 減
貯金等	153	220	66
有価証券	1,568	1,721	152
動産	7	16	8
不動産	28,454	30,670	2,216
その他担保物	-	1,820	1,820
小 計	30,184	34,448	4,263
農業信用基金協会保証	1,436	1,538	102
その他保証	2,862	3,809	947
小 計	4,299	5,348	1,049
信 用	69,081	68,172	909
合 計	103,565	107,968	4,402

### (貸出金の用途別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成19年度	平成18年度	増 減
設備資金	28,889 ( 27.89 )	31,304 ( 28.99 )	2,414
運転資金	74,676 ( 72.11 )	76,664 ( 71.01 )	1,988
合 計	103,565 ( 100.00 )	107,968 ( 100.00 )	4,402

(注) ( )内は構成比です。

## (貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成 19 年度	平成 18 年度	増 減
農 業	1,721 ( 1.66 )	1,864 ( 1.73 )	143
林 業	- ( - )	- ( - )	-
水 産 業	- ( - )	- ( - )	-
製 造 業	20,666 ( 19.95 )	18,234 ( 16.89 )	2,431
鉱 業	1,000 ( 0.97 )	- ( - )	1,000
建 設 業	1,330 ( 1.28 )	1,242 ( 1.15 )	88
電気・ガス・熱供給・水道業	12 ( 0.01 )	12 ( 0.01 )	0
運 輸 ・ 通 信 業	2,535 ( 2.45 )	2,367 ( 2.19 )	167
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	4,585 ( 4.43 )	4,160 ( 3.85 )	424
金 融 ・ 保 険 業	13,885 ( 13.41 )	20,295 ( 18.80 )	6,409
不 動 産 業	7,928 ( 7.66 )	8,946 ( 8.29 )	1,018
サ ー ビ ス 業	12,703 ( 12.27 )	10,786 ( 9.99 )	1,916
地 方 公 共 団 体	23,872 ( 23.05 )	24,726 ( 22.90 )	854
そ の 他	13,324 ( 12.86 )	15,330 ( 14.20 )	2,006
合 計	103,565 ( 100.00 )	107,968 ( 100.00 )	4,402

(注) ( )内は構成比です。

## (債務保証の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平成 19 年度	平成 18 年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	1,933	1,573	359
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	1,933	1,573	359
信 用	752	827	75
合 計	2,685	2,401	283

## (リスク管理債権の状況)

(単位:百万円)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減
破綻先債権	913	76	837
延滞債権	3,910	3,794	115
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	420	1,479	1,059
合 計 A	5,244	5,351	106
担保・保証付債権 B	1,882	2,056	173
個別貸倒引当金 C	3,134	2,728	406
担保等控除後(A - B - C)	227	565	338

「担保等控除後」の227百万円については、一般貸倒引当金等により全額保全されています。

## (注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

## 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。

## 3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

## 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## (金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位:百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,549	439	440	2,669	3,549
危 険 債 権	1,607	832	45	728	1,607
要 管 理 債 権	420	287	-	132	420
小 計	5,577	1,560	485	3,531	5,577
正 常 債 権	100,928				
合 計	106,505				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金ならびに支払承諾見返(債務保証見返)について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

## 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

## 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

## 3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

## 4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がなく、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に該当しない債権をいいます。

(貸倒引当金の期末残高及び期中増減額)

(単位：百万円)

区 分	平成 19 年 度					平成 18 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	716	425	-	716	425	726	716	-	726	716
個別貸倒引当金	2,735	3,405	292	2,443	3,405	3,015	2,735	290	2,725	2,735
合 計	3,452	3,831	292	3,159	3,831	3,741	3,452	290	3,451	3,452

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

項 目	平成 19 年 度	平成 18 年 度
貸出金償却額	-	-

(注) 個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

(元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

## 有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成19年度	平成18年度	増 減
国 債	122,551	119,723	2,828
地 方 債	6,873	3,157	3,715
短 期 社 債	-	-	-
社 債	41,002	51,386	10,383
外 国 証 券	59,321	56,973	2,347
株 式	10,973	10,718	254
そ の 他 証 券	29,597	26,393	3,204
合 計	270,319	268,353	1,965

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

## (有価証券の残存期間別残高)

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成19年度								
国債	5,000	0	-	52,897	52,443	12,989	-	123,331
地方債	-	-	-	1,349	5,969	-	-	7,318
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	9,232	4,288	5,296	-	3,871	1,633	301	24,624
外国証券	8,974	20,111	10,214	1,015	6,385	15,001	703	62,405
株式	-	-	-	-	-	-	9,738	9,738
その他証券	1,812	5,913	6,945	4,367	3,347	1,000	10,655	34,043
平成18年度								
国債	-	5,000	-	39,946	53,521	12,988	-	111,456
地方債	-	-	-	-	3,451	-	-	3,451
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	23,897	10,966	4,197	1,797	994	5,565	301	47,720
外国証券	3,199	17,284	10,721	4,561	5,309	14,264	703	56,045
株式	-	-	-	-	-	-	10,829	10,829
その他証券	162	6,443	7,899	1,494	1,349	1,355	7,644	26,349

(注) 取得価額または償却原価によっています。

## (有価証券の時価情報)

(単位：百万円)

保有区分	平成19年度			平成18年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
その他	261,459	263,714	2,254	255,853	272,156	16,302
合計	261,460	263,714	2,254	255,853	272,156	16,302

(注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。

2. 「時価」は、期末日における市場価格等によっています。

3. 売買目的有価証券は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。

4. 満期保有目的の債券は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。

5. その他有価証券は、「時価」を貸借対照表価額としています。

( 金銭の信託の時価情報 )

( 単位 : 百万円 )

保有区分	平成 19 年 度			平成 18 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運用目的	3,943	3,943	-	4,001	4,046	45
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	4,050	3,725	324	4,050	3,985	64
合 計	7,993	7,669	324	8,051	8,031	19

(注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。

2. 「時価」の算定は、次のとおり受託者が合理的に算出した価格によっています。

(1) 取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。

(2) 店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。

3. 運用目的の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。

4. 満期保有目的の金銭の信託は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。

5. その他の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額としています。

( 取引所金融先物取引等 )

該当する取引はありません。

( 金融等デリバティブ取引 )

( 単位 : 百万円 )

区 分		平成 19 年 度		平成 18 年 度	
		想定元本	時価評価	想定元本	時価評価
金 利 スワップ	受取固定・支払変動	-	-	10,000	126
	受取変動・支払固定	5,000	24	15,000	243
合 計		5,000	24	25,000	116

( 有価証券店頭デリバティブ取引 )

該当する取引はありません。

# 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成20年3月末における自己資本比率は16.61%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資による資本調達額	155億円	(前年度155億円)
回転出資金による資本調達額	21億円	(前年度 14億円)
後配出資による資本調達額	91億円	(前年度 91億円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、自己資本充実度の評価と自己資本比率の安定的な水準を確保する為の検討を行います。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末	項 目	当 期 末	前 期 末
出 資 金	24,647	24,647	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち 後 配 出 資 金	9,104	9,104	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
回 転 出 資 金	2,197	1,407	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
再 評 価 積 立 金	5	5	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
資 本 準 備 金	-	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/オストリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	-	-
利 益 準 備 金	11,012	10,512	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-
特 別 積 立 金	3,800	3,000	控除項目計(D)	-	-
次 期 繰 越 剰 余 金	1,237	1,279	自己資本額(C - D)(E)	43,325	41,568
処 分 未 済 持 分	-	-	資 産 (オン・バランス) 項 目	246,761	242,110
その他有価証券の評価差損	-	-	オフ・バランス取引項目	2,493	2,152
営 業 権 相 当 額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,542	11,402
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-	リスク・アセット等計(F)	260,797	255,665
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-	Tier 1 比率(A / F)	16.44%	15.97%
基本的項目計(A)	42,899	40,851	自己資本比率(E / F)	16.61%	16.25%
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-			
一 般 貸 倒 引 当 金	425	716			
相 互 援 助 積 立 金	-	-			
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	-			
負債性資本調達手段	-	-			
期限付劣後債務	-	-			
補 完 的 項 目 不 算 入 額	-	-			
補完的項目計(B)	425	716			
自己資本総額(A + B)(C)	43,325	41,568			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成19年度			平成18年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	123,560	0	0	113,047	0	0
我が国の地方公共団体向け	31,370	0	0	28,329	0	0
我が国の政府関係機関向け	2,481	248	9	2,548	254	10
地方三公社向け	3,928	0	0	5,804	1	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	537,883	114,496	4,579	492,361	110,265	4,410
法人等向け	76,445	54,405	2,176	85,762	60,082	2,403
中小企業等向け及び個人向け	274	199	7	302	219	8
抵当権付住宅ローン	7,752	2,688	107	8,220	2,864	114
不動産取得等事業向け	8,080	7,242	289	8,123	7,036	281
三月以上延滞等	1,874	113	4	2,289	164	6
信用保証協会等による保証付 出資等	1,503	128	5	1,614	159	6
	44,752	44,752	1,790	38,737	38,737	1,549
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	40,144	20,065	802	32,656	18,110	724
証券化	5,173	1,762	70	6,024	2,088	83
上記以外	35,280	3,152	126	36,970	4,276	171
エクスポージャー別計	920,506	249,255	9,970	862,792	244,262	9,770
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナルリスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		オペレーショナルリスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		11,542	461		11,402	456
所要自己資本額		リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		260,797	10,431		255,665	10,226

- (注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 2.信用リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスクマネジメント要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、新B I S規制における標準的手法のリスク・ウェイトより算出した所要自己資本からリスク量を算出するなど、信用リスクの定量的な管理にも努めています。

市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場リスクマネジメント要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

また、各部・室長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに又は随時開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を協議しています。

### 貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及びその他の要注意先の債権については貸倒実績率（貸倒実績率が税法基準0.348%を下回る場合は税法基準）により算出した予想損失額を、一般貸倒引当金として計上しています。

要管理先の債権については、個別債務者毎の保全不足額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を、一般貸倒引当金として計上しています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎の分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。

実質破綻先及び破綻先の債権については、分類及び分類の全額を個別貸倒引当金として計上しています。

### 標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は  
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

（ 1 ） 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高  
 (単位：百万円)

	平成19年度					平成18年度				
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー
国内	858,357	106,624	153,779	-	1,874	806,480	110,724	164,576	-	2,289
国外	56,975	26	56,949	-	-	50,287	-	50,287	-	-
地域別残高計	915,332	106,651	210,728	-	1,874	856,767	110,724	214,863	-	2,289
法人	農業	1,843	1,787	-	-	2,012	1,939	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	33,510	21,029	7,068	-	-	45,431	18,657	20,419	-
	鉱業	1,000	1,000	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	16,099	11,809	-	-	1,551	17,379	13,485	3,408	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	668	12	-	-	-	669	12	-	-
	運輸・通信業	7,729	2,268	4,585	-	46	7,739	2,090	4,735	-
	金融・保険業	571,882	14,313	46,983	-	-	528,707	20,771	48,165	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	24,162	17,666	5,902	-	-	22,229	15,609	5,894	-
	日本国政府・地方公共団体	154,667	24,005	130,661	-	-	139,883	24,871	115,011	-
	上記以外	49,745	1,607	15,525	-	-	41,517	1,229	15,920	-
	個人	11,151	11,151	-	-	275	12,056	12,056	-	-
その他	42,871	-	-	-	-	39,142	-	1,309	-	-
業種別残高計	915,332	106,651	210,728	-	1,874	856,767	110,724	214,863	-	2,289
1年以下	548,477	16,507	22,653	-	-	490,278	12,883	27,215	-	-
1年超3年以下	37,546	17,310	20,235	-	-	55,808	16,216	31,566	-	-
3年超5年以下	27,330	12,165	15,164	-	-	30,425	16,426	13,998	-	-
5年超7年以下	67,316	11,162	55,156	-	-	60,487	14,408	46,079	-	-
7年超10年以下	88,251	20,155	68,095	-	-	85,161	22,839	62,321	-	-
10年超	55,606	27,188	28,417	-	-	55,641	24,275	31,365	-	-
期限の定めのないもの	90,805	2,160	1,005	-	-	78,963	3,673	2,314	-	-
残高期間別残高計	915,332	106,651	210,728	-	-	856,767	110,724	214,863	-	-

- （注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2．「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 5．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- 6．「平均残高」につきましては、期末残高と著しい差異が無いことから記載しておりません。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

### a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成19年度					平成18年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	716	425	-	716	425	726	716	-	726	716
個別貸倒引当金	2,735	3,405	292	2,443	3,405	3,015	2,735	290	2,725	2,735

### b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成19年度					平成18年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他		
国内	-	3,405	-	-	3,405	-	2,735	-	-	2,735	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	-	3,405	-	-	3,405	-	2,735	-	-	2,735	-
法人	農業	-	85	-	-	85	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	893	-	-	893	-	35	-	-	35
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	2,183	-	-	2,183	-	2,369	-	-	2,369
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	15	-	-	15	-	31	-	-	31
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	69	-	-	69
上記以外	-	7	-	-	7	-	7	-	-	7	
個人	-	220	-	-	220	-	222	-	-	222	
業種別計	-	3,405	-	-	3,405	-	2,735	-	-	2,735	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成19年度			平成18年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	196,902	196,902	-	185,271	185,271
	10%	-	3,968	3,968	-	4,148	4,148
	20%	7,344	545,147	552,492	7,207	489,120	496,328
	35%	-	7,705	7,705	-	8,184	8,184
	50%	29,883	1,992	31,875	36,776	3,651	40,427
	75%	-	252	252	-	276	276
	100%	8,759	109,906	118,665	8,667	110,714	119,381
	150%	-	960	960	-	1,036	1,036
	その他	-	2,508	2,508	-	1,711	1,711
自己資本控除		-	-	-	-	-	-
合計		45,987	869,345	915,332	52,651	804,116	856,767

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

### 3.信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA - またはA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年度			平成18年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	3,926	-	-	5,798	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	246	116	-	749	550	-
中小企業等向け及び個人向け	0	21	-	-	23	-
抵当権付住宅ローン	45	-	-	19	-	-
不動産取得等事業向け	225	16	-	443	19	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	66	3,792	-	-	4,049	-
合 計	584	7,873	-	1,211	10,441	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスクマネジメント基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成19年度	平成18年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成19年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	2,609	-	-	-	2,609
(2)金利関連取引	-	2	-	-	-	2
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	959	-	-	-	959
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	41	-	-	-	41
派生商品合計	-	3,613	-	-	-	3,613
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果( )		-				-
合 計	-	3,613	-	-	-	3,613

平成18年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	1,711	-	-	-	1,711
(2)金利関連取引	126	154	-	-	-	154
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	33	-	-	-	33
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	126	1,899	-	-	-	1,899
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果( )		-				-
合 計	126	1,899	-	-	-	1,899

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成19年度		平成18年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	0	41	-	-
クレジット・デフォルト・スワップ	0	41	-	-

- (注)1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成18年度
想定元本額	-	-

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会では、投資有価証券等のひとつとして「証券化商品」を取得しており、一般の債券と同様「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、金利リスク、市場関連取引に付随する信用リスクの管理を行っています。

証券化取引において「投資家」以外の役割となる取引は行っていません。

### 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係るリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

### 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、「その他有価証券」及び「その他買入金銭債権」として会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター ( R & I )
株式会社日本格付研究所 ( J C R )
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ( M o o d y ' s )
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ ( S & P )
フィッチレーティングスリミテッド ( F i t c h )

( 1 ) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

( 2 ) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

( 単位 : 百万円 )

	平成19年度	平成18年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
そ の 他	5,173	6,024
合 計	5,173	6,024

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

( 単位 : 百万円 )

	平成19年度		平成18年度	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	2,746	21	3,079	24
リスク・ウェイト50%	2,427	48	2,945	58
リスク・ウェイト100%	-	-	-	-
リスク・ウェイト350%	-	-	-	-
その他のリスク・ウェイト	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合 計	5,173	70	6,024	83

(注) 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

c 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

## 6.オペレーショナル・リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「業務確認手続」を定め、各部署毎に日々業務確認を行うことにより、業務におけるリスクの所在を認識し、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することでシステムリスクの未然防止を図っています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

## 7.出資等エクスポージャーに関する事項

### 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資エクスポージャーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、V a Rによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

#### (1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成19年度		平成18年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	14,641	14,641	20,280	20,280
非上場	32,696	32,696	24,350	24,350
合計	47,338	47,338	44,631	44,631

#### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成19年度			平成18年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,671	-	-	29	29	-

#### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成19年度		平成18年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,586	1,259	9,506	55

#### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成19年度		平成18年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8 金利リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「統合リスク管理要領」及び「市場リスクマネジメント要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではV a Rを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場関連リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクとの合計額を取得リスクとし、新B I S規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本額を基準として設定した「許容リスク（平成20年度300億円）」との対比を行っています。取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（平成20年度290億円）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、A L M担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

### 金利リスクの算定方法の概要

当会では、V a R（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。

V a Rとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のV a Rを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} - \text{調達勘定の金利リスク量} ( )$$

### 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成19年度	平成18年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	3,188	3,450

（注）金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のV a Rを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。



## JAマイカーローン

### キャンペーン 7月1日~10月31日

お借入額が10万円以上200万円未満の方  
ご返済が1年以上2年以内の方  
ご年収が100万円以上の方

お借入額 10万円以上  
返済期間 1年以上2年以内

JA-FA PRODUCT

優遇金利 **1.9%**

標準金利 **2.15%**

JA/CWJ

## セカンドライフ応援定期貯金

2月1日~4月30日

優遇金利 **+0.5%**

JA/CWJ

# JAバンク山口 PRアシスタントの紹介!

夢叶えるフクロウ

## フクエモン



### 〈フクエモンのプロフィール〉

物知り博士のフクエモンは、みんなの知恵袋。  
フクロウ科の中でも福と富をもたらす金運類に属し、お金のことに関しては、彼に相談すればその望みを叶えてくれるという。  
もっとも得意とするのは算術と、自他共に認めるところである。

### フクエモンの友達



ボンボン



フフヤン



フフフウ



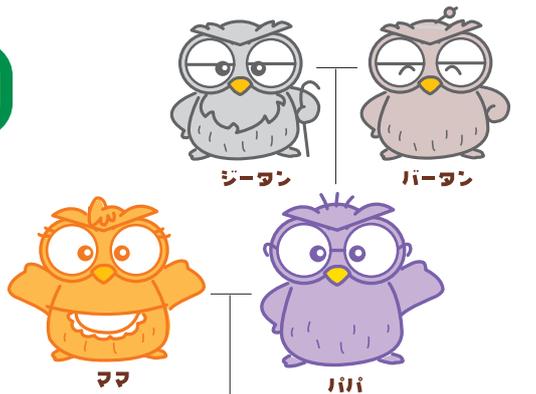
フフリン (妹)



フクエモン



フフロー (兄)



発行／ 平成20年7月  
編集／ 山口県信用農業協同組合連合会  
企画管理部  
TEL／ 083(973)2231  
FAX／ 083(973)7795  
E-mail／ kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp  
URL／ <http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>  
こちらからもディスクロージャー誌がご覧になれます。



本所4Fロビー壁画 錦帯橋

 JAバンク山口信連

